

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

令和元年（2019年）10月1日より
指定給水装置工事事業者制度が変わりました。

「水道法の一部を改正する法律」が平成30年（2018年）12月12日に公布、「水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」が平成31年（2019年）4月17日に公布、令和元年（2019年）10月1日に施行されました。

《改正の概要》

指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

【改正内容】

指定給水装置工事事業者の指定は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。（水道法第25条の3の2第1項）

●更新に関する経過措置

※現行制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります（下表参照）

指定を受けた日	初回更新までの有効期限
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年（2020年）9月29日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和3年（2021年）9月29日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和4年（2022年）9月29日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和5年（2023年）9月29日まで
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和6年（2024年）9月29日まで

更新の申請は指定の有効期限の3月前から2月前までに申請する必要があります。（豊中市指定給水装置工事事業者規程第3条第5項）

◎指定更新の要件は指定の基準（水道法第35条の3）に準拠します。（水道法第25条の3の2第4項）

- ①事業所ごとに給水装置工事主任技術者をとって選任されるものを置くこと
- ②水道法施行規則第20条で定める機械器具を有する者であること
- ③水道法第25条の3第3項で規定された欠格要件に該当しないこと

◎指定及び指定の更新申請時に新たに下記の項目等の確認を行います。（豊中市指定給水装置工事事業者規程第3条第3項第3号から第6号）

- ①管理者が指定する研修会等の受講状況
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容
- ③給水装置工事主任技術者等の研修受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

《手数料の改定等》

- ① 指定給水装置工事事業者指定手数料 13,000円 → 10,000円
（改定前は証書の発行を含んでいませんでしたが、改正後は証書発行を含みます。）
- ② 指定給水装置工事事業者指定更新手数料（新設） 9,000円
（証書の発行を含みます。）
- ③ 指定給水装置工事事業者証書再交付手数料 2,600円 → 2,000円

※事務手続きの方法及び必要な書類等の詳細については、[豊中市上下水道局ホームページ](#)へ掲載しています。

◇更新申請についてのお問い合わせは

豊中市上下水道局経営部お客さまセンター給排水サービス課 TEL：06-6858-2961